

多様で働きがいのあるジョブ・デザイン推進事業 仕様書

1 委託業務名称

多様で働きがいのあるジョブ・デザイン推進事業

2 業務の背景・目的

令和6年12月に仙台市・仙台商工会議所が公表した「仙台市地域経済動向調査（令和6年7月～9月期）」の結果では、市内企業の38.1%が経営上の課題として「求人・人材難」を挙げており、事業拡大や新たな取り組みを進める上での支障となっている。

本委託業務は、今後、本市においても、本格的な人口減少局面を迎え、人材の希少価値がますます高まっていくことが見込まれる中、多様な人材の獲得・定着等を目的に、市内中小企業等における従業員の多様な働き方の普及とともに、伴走支援により働きがいのある就労環境の整備を促進するものである。

3 見積金額上限額

9,818,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

(1) 事務局運営業務

多様で働きがいのあるジョブ・デザイン推進事業（以下、本事業という。）にかかる一切の業務（企画、運営、報告書作成等）を行う。

(2) 伴走支援

発注者が実施する伴走支援対象候補企業の公募に係る募集方法や選定プロセス等に関し、専門的な知見による助言や協力等を行う。また、候補企業と想定される企業を発注者と協議の上リストアップし、事業趣旨への適合性に関する見極め等を目的とした調査を行い、発注者と協議の上選定した3社を対象に、当該企業のライフサイクルやそこで働く従業員の状況、企業経営の方針や実態を把握するとともに、人材戦略等を具現化したうえで、勤務・休暇制度、報酬や人事評価制度等にかかる課題を洗い出し、その解決に向けた制度等（例1：ライフスタイルに合わせた働き方の実現につながる制度等（テレワーク、時差出勤、コアタイム出勤、勤務間インターバル制、フレックスタイム制、短時間正社員、お試し企業体験、有期・地域限定・職務限定正社員、カンガルー出勤、二拠点就労など）、例2：能力・スキルを発揮できる働き方の実現につながる制度等（キャリア選択制、越境学習、副業・兼業、固定給のある成果連動報酬制、ワークシェアのための多能工化、マグネットスペースの整備など）、例3：モチベーションの維持・向上につながる制度等（推し活休暇、仙台ならではのワーケーション、地元限定の昼食代補助など））の整備について伴走支援を行うとともに、必要に応じ具体的な求人票づくりを支援する。

なお、本件走支援にあたっては、必要に応じ、本市中小企業支援関連事業を紹介するなど、相乗効果を得られるようにすること。

(3) 広報

伴走支援先 3 社取材し、「仙台で働きたい！」サイト (<https://sendaidehatarakitai.jp/>) 掲載用の記事素材及びチラシ版下を作成する。

また、これを活用するなどして、本事業の趣旨及び成果を、発注者が別途用意する地域企業のリスト（年間売上 10 億円以上等、数百社程度）に掲載の企業をはじめ、地域企業に広報し、横展開につなげる。

なお、この際、必要に応じ、本市人材確保・定着支援関連事業（奨学金返還支援事業 (https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/syogakukin/syogakukin_gakusei.html)）及び移住支援金事業 (<https://www.city.sendai.jp/koyotaisaku/kurashi/machi/kezaikoyo/kyujin/ijuushien/ijuushaboshuu.html>) 等）の普及啓発を行うなど、相乗効果を得られるようにすること。

(4) 打ち合わせ

毎月 1 回、発注者が指定する場所において、1 時間程度の打ち合わせを行い、前月の活動報告と当月以降の活動計画について協議する。また、受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、発注者へ提出する。

(5) 報告書の作成

本事業の実施にかかる実績報告書及び関連資料一式を紙及び電子ファイルにより発注者に提出する。なお、実績報告書には本事業の概要及び上記 (2)、(3) の成果を盛り込むこと。

6 著作権等の取り扱い

- (1) 本事業に基づいて制作された成果物の著作権は、仙台市に帰属する。
- (2) 本事業の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (3) 制作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の遂行中及び完了後、仙台市においていかなる費用も発生しないようにすること。
- (4) 著作権、肖像権に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、仙台市はその責任を負わない。

7 業務委託料

業務委託料の支払いについては受託者からの業務完了届に基づく完了払いとする。

8 その他留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び「仙台市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

- (2) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに本市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (3) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）、「別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。

個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して決定する。